

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第181期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社リーガルコーポレーション

【英訳名】 REGAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩崎 幸次郎

【本店の所在の場所】 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

【電話番号】 047 - 304 - 7050 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 亀田 元之

【最寄りの連絡場所】 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

【電話番号】 047 - 304 - 7050 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 亀田 元之

【縦覧に供する場所】 株式会社リーガルコーポレーション大阪支店
(大阪市浪速区敷津東二丁目6番14号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第180期 第1四半期 連結累計期間	第181期 第1四半期 連結累計期間	第180期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	7,875	8,277	35,171
経常利益 (百万円)	610	680	2,722
四半期(当期)純利益 (百万円)	240	414	1,951
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	428	387	2,406
純資産額 (百万円)	7,895	10,166	9,873
総資産額 (百万円)	28,097	29,857	29,772
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	8.04	13.86	65.28
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	8.01	13.79	65.04
自己資本比率 (%)	27.9	33.8	32.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(靴小売事業)

従来、連結子会社でありました株式会社オンディーヌは平成24年6月30日をもって清算を結了したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。ただし、清算結了までの損益計算書は連結しております。

この結果、平成24年6月30日現在では、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社17社及び関連会社5社（うち1社はその他の関係会社）により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として消費動向は徐々に回復の兆しが見られましたが、欧州債務危機を巡る不確実性の高まりや、国内での電力供給の制約や消費増税、雇用、社会保障の将来不安要素などにより、依然として先行きが不透明な状況となっております。

当靴業界におきましても、異業種を交えた競争の激化や、震災をきっかけとしたライフスタイルや消費マインドの変化などにより、品質や付加価値の高い商品が売上を伸ばす一方で、値ごろ感のあるカジュアルシューズがヒットするなど二極化傾向がみられるようになってまいりました。

このような環境のなか、当社グループは、ブランド特性に応じた販売チャネル別の営業体制の下で、店頭売上を重視した営業活動を展開し、主力である「リーガル」は、「信頼・信用」の代表ブランドとして競争力と付加価値の高い商品の開発・提案を行ってまいりました。また顧客ニーズに対応したカジュアル・コンフォート商品の開発強化などに注力するとともに、販売施策による売上総利益率の改善にも取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は8,277百万円（前年同四半期比5.1%増）、営業利益は647百万円（前年同四半期比8.9%増）、経常利益は680百万円（前年同四半期比11.4%増）となりました。また、四半期純利益は414百万円（前年同四半期比72.4%増）の計上となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

靴小売事業

業態別では、「ナチュラルライザーショップ」、「シューズストリート（ネット通販）」、「クラークスショップ」および「アウトレット店」が売上を伸ばすなど順調に推移し、靴小売事業全体では前年売上実績を上回る結果となりました。主力である「リーガルシューズ店」は、若干前年売上を下回りましたが、例年実施していた6月後半からの会員向けセールを取りやめ、プロパー販売に注力するなどの販売施策を実施し、売上総利益は前年実績を上回る結果となり、収益面については貢献いたしました。

ブランド別では、商品開発強化に注力したカジュアル・コンフォート商品の「リーガルウォーカー」、「リーガルカジュアル」が好調に推移いたしました。

当第1四半期連結累計期間の出店につきましては、ナチュラルライザー柏店を出店いたしました結果、直営小売店の店舗数は、133店舗（前年同四半期末比7店舗増）となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,761百万円（前年同四半期比2.2%増）、営業利益は233百万円（前年同四半期比2.0%減）となりました。

靴卸売事業

紳士靴は、ビジネスシューズの売上が若干減少傾向で推移いたしました。品質にこだわった上級ブランドである「シェットランドフォックス」が売上を伸ばす一方で、値ごろ感のある「ケンフォード」も好調に推移するなど、二極化傾向が見られました。また定番デザインの拡充やカラー展開等による季節性の打ち出しが奏功した「リーガルカジュアル」を中心にカジュアル・コンフォート商品が売上に貢献いたしました。

婦人靴は、主力である「リーガル」が安定した売上で前年実績を上回り、その中でも履き心地を重視した「リーガルウォーカー」は、百貨店を中心に取扱い店舗数が順調に増加し、販促施策の効果もあって、大きく売上を伸ばしました。一般的にカジュアル・コンフォート商品が好調で、季節商材のサンダルについても5月以降、順調に推移いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は4,465百万円（前年同四半期比7.5%増）、営業利益は402百万円（前年同四半期比21.8%増）となりました。

その他

不動産賃貸料の収入など、その他事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は88百万円（前年同四半期比8.9%増）、営業利益は4百万円（前年同四半期比72.7%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、29,857百万円となり、前連結会計年度末に比べ85百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加1,700百万円、受取手形及び売掛金の減少1,793百万円、商品及び製品の増加249百万円等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は、19,690百万円となり、前連結会計年度末に比べ208百万円減少いたしました。これは主に、短期借入金の減少53百万円、長期借入金の減少129百万円等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、10,166百万円となり、前連結会計年度末に比べ293百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加319百万円等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は「靴を通して、お客さまに、足元から美と健康を提供する」という事業ミッションを掲げ、

- a. 私たちは、お客さま第一にマーケット志向で行動する顧客創造企業を目指します。
- b. 品質重視に徹した靴作りとサービスで、お客さまに安全と安心と満足を提供します。
- c. コンプライアンスの徹底と、事業を通じての人材の育成に努め、社会の皆さまから高い信頼を得る企業を目指します。

という企業理念で経営に取組み、企業価値の向上を図るとともに、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としております。

当社は、1902年（明治35年）の創業以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

今後も当社の長い歴史の中で培われた高度な技術に磨きをかけ、新たな付加価値を追求してまいります。マーケット志向でお客さまに新しい価値を提供し続けるために、小売事業を通してそのシナジー効果を卸売事業、製造・調達事業に活かしてまいります。また、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化も図ってまいります。

当社は企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主、投資家の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

また、監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分監視できる体制となっております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大量買付行為への対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

その概要は以下のとおりであります。

a. 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

b. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大量買付者といいます。

c. 特別委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会規程に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

d. 大量買付ルール概要

() 大量買付者による意向表明書の当社への事前提出および必要情報の提供

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、まず、大量買付ルールに従う旨の誓約を含む大量買付の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大量買付者に対して大量買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)のリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を記載した書面を交付します。そして大量買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

() 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大量買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定し、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。

e．大量買付行為が実施された場合の対応方針

() 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大量買付行為に対抗する場合があります。

() 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。

() 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記（ ）または（ ）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、当社株主総会を開催することとします。

() 大量買付行為待機期間

株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）を設けない場合は、取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間終了までを大量買付行為待機期間とします。そして大量買付行為待機期間においては、大量買付行為は実施できないものとして、

したがって、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

f．本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成27年6月30日までに開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、本プランは、有効期間中であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社インターネットホームページにその開示資料を掲載しておりますのでご参照ください (<http://www.regal.co.jp/>)。

本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

a．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）ならびに経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

また、同様に株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則 第11条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）」につきましても充足しております。

b．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

c．株主意思を反映するものであること

本プランは、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

d．独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

e．デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を1年としておりますので、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は23百万円であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

今後、関税割当制度が廃止され、革靴輸入の完全自由化が実施されることになりますと当社グループの製造部門のみならず、わが国の靴産業に多大な影響をもたらす可能性があります。また、靴卸売事業は得意先である靴専門店が競争の激化、後継者難などにより近年その数を減少させてきており、今後とも売上の大きな回復は困難であると予想しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

上記の様な経営環境におきまして、当社グループは、革靴輸入の完全自由化後に予想される海外ブランドの流入やブランドショップの新店に対処し、「リーガル」のブランド価値を維持・向上するための商品戦略や販売戦略を展開しております。

このように、当社グループは、ブランド戦略や社内組織の見直しなどを含む経営全般の効率化・合理化に取り組んでまいります。また、引き続き靴小売事業の強化を図ってまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

関税割当制度廃止による革靴輸入の完全自由化の可能性とそれ以前に特惠国からの輸入増加による革靴の低価格化など、国内革靴メーカーは大きな問題を抱えております。さらに景気の停滞による消費者の買い控えや低価格志向の傾向が強まり、取引先である百貨店等への売上減少傾向は続くものと思われまます。

今後とも「リーガル」が本来持っている品質の高さやつくりの確かさをさらに追求し、海外ブランドにひけをとらない商品を提供すること、また靴小売事業を強化して靴卸売事業の売上高減少をカバーするとともに、全部門がお客さまを第一に考え、期待に添うべく顧客満足を追求してまいります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,000,000
計	130,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,500,000	32,500,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は 1,000株で あります。
計	32,500,000	32,500,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月30日		32,500,000		5,355		662

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 882,000 (相互保有株式) 普通株式 150,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,297,000	31,297	
単元未満株式	普通株式 171,000		
発行済株式総数	32,500,000		
総株主の議決権		31,297	

(注) 「単元未満株式」には当社所有の自己保有株式 540株及び東立製靴株式会社所有の相互保有株式 918株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リーガルコーポ レーション (相互保有株式) 東立製靴株式会社	千葉県浦安市日の出 二丁目1番8号 千葉県柏市豊四季笹原 341-13	882,000 150,000		882,000 150,000	2.72 0.46
計		1,032,000		1,032,000	3.18

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,465	5,165
受取手形及び売掛金	6,210	4,417
商品及び製品	6,110	6,359
仕掛品	217	203
原材料及び貯蔵品	473	490
その他	1,005	969
貸倒引当金	401	401
流動資産合計	17,081	17,204
固定資産		
有形固定資産		
土地	2,290	2,290
その他(純額)	2,450	2,425
有形固定資産合計	4,741	4,716
無形固定資産		
のれん	48	41
電話加入権	25	25
ソフトウェア	23	21
その他	1	1
無形固定資産合計	99	89
投資その他の資産		
投資有価証券	4,670	4,643
敷金及び保証金	1,425	1,445
その他	1,911	1,915
貸倒引当金	156	156
投資その他の資産合計	7,850	7,847
固定資産合計	12,691	12,653
資産合計	29,772	29,857

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,415	4,363
短期借入金	5,427	5,374
未払法人税等	186	176
賞与引当金	441	208
ポイント引当金	542	542
店舗閉鎖損失引当金	1	-
その他	2,203	2,528
流動負債合計	13,218	13,193
固定負債		
長期借入金	1,470	1,341
退職給付引当金	3,272	3,224
移転関連損失引当金	221	221
資産除去債務	187	190
その他	1,528	1,519
固定負債合計	6,680	6,497
負債合計	19,899	19,690
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,355	5,355
資本剰余金	690	690
利益剰余金	3,586	3,906
自己株式	417	417
株主資本合計	9,215	9,534
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35	4
繰延ヘッジ損益	3	3
土地再評価差額金	613	613
為替換算調整勘定	58	54
その他の包括利益累計額合計	587	560
新株予約権	22	22
少数株主持分	47	49
純資産合計	9,873	10,166
負債純資産合計	29,772	29,857

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	7,875	8,277
売上原価	4,079	4,274
売上総利益	3,796	4,002
販売費及び一般管理費	3,201	3,354
営業利益	594	647
営業外収益		
受取利息	11	4
受取配当金	12	11
持分法による投資利益	38	33
雑収入	16	36
営業外収益合計	78	85
営業外費用		
支払利息	33	27
売上割引	8	9
デリバティブ評価損	2	-
雑支出	19	16
営業外費用合計	63	52
経常利益	610	680
特別利益		
その他	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
固定資産除却損	0	4
投資有価証券評価損	165	0
その他	0	-
特別損失合計	165	4
税金等調整前四半期純利益	444	675
法人税、住民税及び事業税	24	177
法人税等調整額	185	87
法人税等合計	209	265
少数株主損益調整前四半期純利益	234	410
少数株主損失()	5	4
四半期純利益	240	414

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	234	410
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	180	30
為替換算調整勘定	0	8
持分法適用会社に対する持分相当額	11	1
その他の包括利益合計	193	23
四半期包括利益	428	387
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	432	387
少数株主に係る四半期包括利益	4	0

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
連結の範囲の重要な変更	株式会社オンディーヌは、当第1四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。ただし、清算終了までの損益計算書は連結しております。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる、当第1四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	43百万円	39百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	82百万円	78百万円
のれんの償却額	13百万円	7百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月24日 取締役会	普通株式	94	3.00	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	靴小売事業	靴卸売事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,680	4,153	7,834	41	7,875		7,875
セグメント間の 内部売上高又は振替高				39	39	39	
計	3,680	4,153	7,834	81	7,915	39	7,875
セグメント利益	238	330	569	16	585	9	594

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。

- セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
- セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	靴小売事業	靴卸売事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,761	4,465	8,226	50	8,277		8,277
セグメント間の 内部売上高又は振替高				38	38	38	
計	3,761	4,465	8,226	88	8,315	38	8,277
セグメント利益	233	402	636	4	641	6	647

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。

- セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
- セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更による、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益への影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8円4銭	13円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	240	414
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	240	414
普通株式の期中平均株式数(株)	29,904,747	29,885,884
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8円1銭	13円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	106,484	153,119
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成24年5月24日開催の取締役会において、平成24年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 94百万円

1株当たりの金額 3円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年6月28日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月 9日

株式会社リーガルコーポレーション

取締役会 御中

監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 恒 男 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 端 京 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リーガルコーポレーションの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。